

弥彦村住宅リフォーム助成事業Q&A

Q	1	助成対象となるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？	A	1	弥彦村役場ホームページの弥彦村リフォーム助成対象工事一覧(詳細)でご確認ください。
Q	2	4月1日以降の工事である証明はどうすればよいですか？	A	2	着手前の日付入り写真(黒板の日付記載も可)により確認。(完了写真も同様とします。)
Q	3	上記の着手前写真のない場合は？	A	3	助成申請者および登録施工業者連名の確約書を提出願います。(別紙)
Q	4	申請期限(当該年度内)までに助成申請ができないときは？	A	4	助成対象外となります。
Q	5	申込の工事を延期する場合は？	A	5	建設企業課土木管理係にご相談ください。
Q	6	増築は適用されますか？	A	6	10㎡以下の増築は対象としますが、10㎡を超えるものは対象外とします。
Q	7	10㎡を超える増築でリフォーム工事もともなうものは？	A	7	この場合の増築部分は除きます。リフォーム工事部分のみとさせていただきます。
Q	8	施工中の業者の変更について？	A	8	建設企業課土木管理係にご相談ください。
Q	9	申込者の変更について？	A	9	建設企業課土木管理係にご相談ください。
Q	10	工種ごとの分割発注はできますか？	A	10	できます。申請者が取りまとめの上、申請をお願いします。(登録施工業者以外の工事は、対象外です。)
Q	11	仮設工事の取り扱い？	A	11	リフォーム工事に必要な仮設工事等は、対象に含まれます。
Q	12	申請に関する事項⑤工事内訳書について？	A	12	見積書と相違がなければ見積書でも可能です。
Q	13	申請に関する事項⑦軽微な場合とは？	A	13	写真等で工事内容が確認できる小規模な場合は省略可能ですが、できるだけ添付願います。
Q	14	申請に関する事項⑨工事証明書について？	A	14	村の書式です。(登録施工業者が記入)
Q	15	申請してから入金されるまでの期間は？	A	15	おおむね1ヶ月程度です。
Q	16	併用住宅のリフォーム工事の取扱いは？	A	16	併用住宅の場合住宅部分が対象になります。(店舗、事務所等の部分は見積書に対象外工事として記載して、工事対象額から除外して下さい。)

※都合により随時項目を追加します。